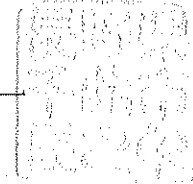


千曲市告示第29号

千曲市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年2月26日

千曲市長 小川 修



千曲市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する告示

千曲市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成29年千曲市告示第106号）の一部を次のように改正する。

第1条中「道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項」を「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項」に改める。

第2条第1号中「及び運賃、料金等」を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（協議運賃会議）

第7条 第2条の規定にかかわらず、乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項について協議を行うときは、委員のうち道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める者で構成する会議（以下「協議運賃会議」という。）において行うものとする。

2 第5条の規定は、協議運賃会議に準用する。この場合において、「会議」とあるのは「協議運賃会議」と、「会長」とあるのは「市の職員」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和6年2月26日から施行し、この告示による改正後の千曲市地域公共交通活性化協議会設置要綱の規定は、令和6年1月17日から適用する。